

**令和7年度広報はだの作成委託業務（単価契約）（長期継続契約）に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、秦野市（以下「発注者」という。）が発注する「令和7年度広報はだの作成委託業務（単価契約）（長期継続契約）」（以下「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した提案を行った事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要事項を定める。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

令和7年度広報はだの作成委託業務（単価契約）（長期継続契約）

(2) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約を締結した日（令和7年5月中旬を予定）から令和10年7月1日まで

(4) 提案限度額

総額（3年間）84,150,000円（消費税及び地方消費税を除く）

※この金額は契約予定額を示すものではない。

※提案見積額は、この金額を超えてはならない。

(5) 支払方法

本業務は単価契約とし、契約単価（消費税及び地方消費税を除く）に数量を乗じた金額を、各号の納品完了後、請求書を受領してから30日以内に支払うこととする。

3 事業者選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、書類審査により当市に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

4 関係資料

本プロポーザルに係る関係資料は次のとおり。なお、それぞれ市ホームペ

ージからダウンロードして使用すること。

(1) プロポーザル実施要領

ア 令和7年度広報はだの作成委託業務（単価契約）（長期継続契約）に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）

(2) 仕様書

(3) 各種様式

ア プロポーザル参加申出書（第1号様式）

イ 会社概要調書（様式1）

ウ 実績調書（様式2）

エ 提案書提出届（様式3）

オ 提案見積書（様式4）

カ 提案見積内訳書（様式5）

キ 質問書（様式6）

(4) 編集マニュアル

5 参加資格

本プロポーザル参加者の資格要件は次のとおり。

(1) 秦野市競争入札参加資格者名簿（一般委託：営業種目「デザイン制作委託」に加え、物品：営業種目「オフセット印刷」または「軽印刷」）に登録されている事業者であること。

(2) 神奈川県内に本店または受任地を有していること。

(3) 過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日まで)に、官公庁の発注する同種業務を元請で受注した実績があること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない事業者であること。

(5) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指定停止等措置基準（平成17年4月1日施行。以下「措置基準」という。）に基づく停止措置の期間中の事業者でないこと。この場合において、停止措置の期間中とは、参加申出書の提出期限から契約締結日までの期間をいう。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがされていないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者。
- イ 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けている者。

6 実施日程

本プロポーザルの実施日程は次のとおり。ただし、この日程は、発注者の都合により変更する場合がある。

内容	期間等
公募開始日	令和7年3月17日（月）
参加申出書等提出期限	3月31日（月）
参加資格審査結果通知の発送	4月4日（金）
質問書受付期限	4月9日（水）
質問回答期限	4月14日（月）
企画提案書等提出期限	4月18日（金）
1次審査（実績調書審査）	4月18日（金）から 23日（水）
審査委員会の開催 2次審査（書類審査）	4月24日（木）
審査結果通知日 優先交渉権者選定	5月上旬
契約交渉期間	5月上旬から5月中旬
契約の締結	5月中旬

7 参加申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、プロポーザル参加申出書（第1

号様式)等の書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月31日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市役所政策部広報広聴課(市役所本庁舎2階)

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書(第1号様式)

イ 会社概要調書(様式1)

ウ 実績調書(様式2)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする(いずれも提出期限までに必着のこと)。

ア 持参の場合

土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。

イ 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じても、当市はその責を負わない。

(5) 上記の方法による参加申出をもって、実施要領別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

8 参加者の決定

提出があった参加申出書等の書類を基に、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和7年4月4日(金)までに、参加申出のあった全ての者に書面を発送する。

9 質問

質問は次の方法によること。

(1) 質問書(様式6)を電子メールにて送付すること。

(2) 電子メールの件名は次のとおりとすること。

件名:【RFP 質問】事業者名

(3) 電子メールの到達を電話で確認すること。

- (4) 質問書受付期限
令和7年4月9日（水）午後5時
- (5) 送付先
秦野市政策部広報広聴課
電話番号：0463-82-5117（直通）
電子メールアドレス：kouhou@city.hadano.kanagawa.jp
- (6) 質問に対する回答
質問者名を伏せ、令和7年4月14日（月）までに、当市ホームページ上で回答する。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出様式
企画提案書等は、実施要領別添2「企画提案書等作成要領」に従って作成すること。
- (2) 提出期限
令和7年4月18日（金）午後5時
- (3) 提出場所
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市政策部広報広聴課（市役所本庁舎2階）
- (4) 提出書類及び部数
- | | | |
|--------------------|----|----|
| ア 提案書提出届（様式3） | | 1部 |
| イ 企画提案書（任意様式） | 正本 | 1部 |
| ウ 企画提案書（任意様式） | 副本 | 5部 |
| エ サンプルページ | | 6部 |
| オ 提案見積書（様式4） | | 1部 |
| カ 提案見積内訳書（様式5） | | 1部 |
| キ 電子ファイルを保存したCD-R等 | | 1枚 |
- (5) 提出方法
土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参
- (6) その他
企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

1.1 実績調書審査（1次審査）

実績調書（様式2）の内容について、審査し点数化する。

(1) 実施日

令和7年4月18日（金）から23日（水）

(2) 審査及び配点

実績調書の審査及び評価（実績評価点 25点）

(3) 評価について

契約書の写しによる契約実績を確認し、次のとおり評価する。

5点×実績数（最大5）＝25点

1.2 書類審査（2次審査）

本プロポーザルのために組織した審査委員会が、提出された企画提案書及びサンプルページに基づき評価する（プレゼンテーションは実施しない。）。

(1) 審査及び配点

企画提案書等の審査及び評価（提案書等評価点 130点）

(2) 企画提案書等の審査及び評価について

ア 評価点の算出方法

提案書評価点は、次の方法で算出する。

（「審査項目の評価点×係数」の合計）÷（審査員の人数）

イ 企画提案書の審査及び評価

発注者が示す審査項目に基づき、各項目において次のとおり評価する。

説明	点数
非常に優れている。	5点
要求を満たしている。	3点
要求を満たしていない部分がある。	2点
全く要求を満たしていない、又は提案がなされていない。	1点

ウ 審査項目

各委員が審査する項目及び項目ごとの係数は次のとおり。

審査項目		係数
1 企画力	市民をターゲットとし、情報の訴求力を持った基本コンセプトが示されている。	3
	当市の市政や地域特性等を深く理解した	2

	基本コンセプトとなっている。	
	書体や既存イラスト及び画像等が幅広い要望に対応できる提案となっている。	2
	広報コンクールに入選している他自治体の広報紙や民間の刊行物等を参考とし、先進性を踏まえた基本コンセプトとなっている。	2
2 デザイン力	手にとって読みたくなるような魅力的な表紙になっている。	4
	記事の内容に合わせてデザインし、各装飾や文字のフォント、レイアウトなどの表現が豊かでメリハリがある。	4
	文字・写真・イラストのバランスや大きさ、色使い、余白の使い方が適切で、読みやすいものとなっている。	4
3 実施体制等	本業務の遂行に効率的かつ信頼できる実施体制となっている。	1
	編集能力に関する魅力的なアピールポイントが示されている。	2
	編集作業に適した校正室が提案されている。また、その場所までの移動経路及び所要時間が適切である。	1
	事故発生時の適切な対応が示されている。	1
合 計		26

1.3 正確性審査（2次審査を含む）

(1) 審査及び配点

正確性審査及び評価（正確性評価点 20点）

(2) 評価について

サンプルページお知らせ面（見開き2ページ分）は、編集マニュアルに基づき、次の算定式により評価する。なお、この評価点は、負の数となる

場合がある。

$$\text{正確性評価点} = 20 \text{点} - \text{掲載ルール間違いの数} \times 2 \text{点}$$

1.4 提案見積書の審査（2次審査を含む）

(1) 審査及び配点

提案見積書の審査及び評価（価格評価点 25点）

(2) 評価について

提案見積書は、次の算定式により評価する。なお、最低見積額とは、参加資格者から提出された提案見積額の中で、最も低く提案された見積金額を指す。

$$\text{価格評価点} = 25 \text{点} \times (\text{最低見積額} / \text{提案見積額})$$

1.5 優先交渉権者の選定

(1) 最終審査

1次審査及び2次審査の評価点を合算し、合計点（満点は200点）が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、合計点が同点の事業者があった場合には、選定委員が総合的に判断して選定する。

また、最終審査の過程で、ヒアリング等を求める場合がある。これに応じない場合は、本実施要領項番19第4号に該当するものとみなし、企画提案参加資格を取り消すこととする。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の企画提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

1.6 選定結果の通知等

プロポーザルの選定結果は、全ての企画提案参加者に書面により通知するとともに、本市公式ホームページ上で公表する。

1.7 契約交渉及び見積書の提出

優先交渉権者と発注者が契約に向けた仕様の最終調整を行う。優先交渉権者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、優先交渉権者が発注者と契約の合意に至らなかった場合は、次点交

渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

18 契約締結

前項で提出された見積書について優先交渉権者と合意した後、優先交渉権者を相手方として契約を締結する。

19 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合。

20 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しない。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、本業務を一括して第三者へ委託等してはならない。

ただし、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

- (5) 提出された参加申出書等及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

また、公開請求があった場合でも非公開とする。

- (6) 参加申出書等及び企画提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加申出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出

すること。

- (8) 辞退により今後の不利益な取り扱いを受けないことではない。
- (9) 選定後に失格又は辞退があった時は、次の順位の参加者を選定できることとする。
- (10) 参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施し、審査の結果、提案された内容が本実施要領及び別紙「仕様書」等の内容を満たすと判断された場合は、その1者を優先交渉権者とする。
- (11) 参加者が、審査及び選定結果について説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議の申し立ては認めない。
- (12) 優先交渉権者は、企画提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、発注者と打合せ協議し、必要に応じ内容の追加及び変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。
- (13) 本業務に当たるデザイナーは、サンプルページをデザインした人物と同一とする。
- (14) 本プロポーザルは、令和7年度当初予算が議会で否決された場合は無効とする。その際、見積りに要した費用について発注者は負担しない。

2 1 問い合わせ

〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所政策部広報広聴課広報戦略担当

電話：0463-82-5117

ファクス：0463-82-9792

Eメール：kouhou@city.hadano.kanagawa.jp